

◎雇用保険法の一部を改正する法律案新旧対照表

○雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(教育訓練給付金) 第六十条の二〔略〕 2・3〔略〕 4 教育訓練給付金の額は、教育訓練給付対象者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額（当該教育訓練の受講のために支払った費用の額であることについて当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。）に百分の二十以上百分の四十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。</p> <p>5〔略〕</p>	<p>(教育訓練給付金) 第六十条の二〔略〕 2・3〔略〕 4 教育訓練給付金の額は、教育訓練給付対象者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用（厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。）の額（当該教育訓練の受講のために支払った費用の額であることについて当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。）に百分の二十以上百分の六十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。</p> <p>5〔略〕</p>